

## OCR用申請用紙の配布終了とオンライン申請等のお願い

長野地方法務局

これまで、商業法人登記の申請をする際、登記すべき事項の提出にOCR用申請用紙を利用していただく方法を取り扱ってきましたが、現在、OCR用申請用紙の配布を終了しており、OCRによる読取作業もできなくなりました。

今後は、下記のいずれかの方法をご利用いただくようお願いいたします。

特に、登記・供託オンライン申請システムによる登記すべき事項の提出の方法(下記2)は、オンラインを利用して申請書を作成するものでありながら、電子署名及び電子証明書等の添付が不要であるなど、これまでOCR用申請用紙を利用されていた方にも使いやすいものとなっておりますので、是非ご利用ください。

記

### 1 オンライン登記申請

登記・供託オンライン申請システムを利用して登記申請をしていただく方法です。登記所に出向くことなく登記の申請をすることができ、システム利用時間は午前8時30分から午後9時まで(午後5時15分以降は翌日の受付)です。また、パソコン上で処理状況の確認や申請書の補正手続が可能です。

詳しくは、法務省ホームページ「商業・法人登記のオンライン申請について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>)をご覧ください。

### 2 登記・供託オンライン申請システムによる登記すべき事項の提出

登記の申請を書面で行う場合に、登記すべき事項を登記・供託オンライン申請システムを利用して提出していただくものです。この方法には、次のようなメリットがあります。

○ 申請用総合ソフト等を利用して、登記申請書を簡単に作成することができます。

○ 磁気ディスク(CD-R又はFD)を用意する必要がありません。

○ オンラインによって、受付番号、補正、手続終了等のお知らせを受けることができます。

○ 電子署名及び電子証明書を添付する必要がありません。

詳しくは、法務省ホームページ「登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について」([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00051.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html))をご覧ください。

### 3 登記すべき事項を磁気ディスク(CD-R又はFD)に記録し、提出する方法

申請書の「登記すべき事項」の項目欄に「別添CD-R(又はFD)のとおり」と記載して、登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出することができます。

詳しくは、法務省ホームページ「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した磁気ディスクの提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)をご覧ください。

### 4 申請書に直接記載する方法

申請書の「登記すべき事項」の項目欄に登記すべき事項を記載するか、又は同欄に「別紙のとおり」と記載した上で別紙(A4判でお願いします。)に登記すべき事項を記載し、別紙を申請書と合せてつして契印してください。

お問い合わせ先 長野地方法務局法人登記部門 (Tel 026-235-6651)